

## ◆令和3年度 第1回 建設事業外部評価委員会 議事要録◆

1 日時 令和3年8月30日（月）13:30～16:00

2 場所 神戸商工貿易センタービル26階 第1会議室

### 3 出席者

○委員

井上定子委員、大石哲委員、太田尚孝委員、馬場美智子委員、福島徹委員

○事業局

建設局下水道部計画課、都市局工務課、都市局業務課

○事務局

建設局技術管理課

### 4 議事

#### 1) 令和3年度建設事業外部評価委員会の運営等について

○会長の選出、会長代理の指名について

- ・ 神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則第2条第1項に基づき、委員の互選により福島徹委員が会長に選出される。
- ・ 上記規則第2条第3項に基づき、福島徹会長より井上定子委員が会長代理に指名される。

#### 2) 審議

- ・ 市長からの審議依頼書の提出を受け、再評価1件、事後評価4件の合計5件について、市より評価内容の説明を受け審議を行った。

##### 1) 「神戸市公共下水道事業

～ひと・都市・地球環境を守り育てる下水道をめざして～

##### 2) 「神戸市公共下水道事業～安全・安心のまちづくり～（防災・安全）」

##### 3) 「神戸市公共下水道事業

～浸水に強い安全なまちづくり～（防災・安全）（重点計画）」

##### 4) 「阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）」

##### 5) 「浜山地区密集市街地総合防災事業」

#### 3) その他

○今後の予定について

- ・ 第2回委員会は、神戸商工貿易センタービル26階第1会議室で令和3年11月12日（金）9時30分から開催する予定。

## ○情報の公開について

- ・ 委員会資料及び議事要録については、ホームページへの掲載並びに市民情報サービス課での閲覧により公表する。

## 5 審議

### ○「神戸市公共下水道事業～ひと・都市・地球環境を守り育てる下水道をめざして～」

事業担当：建設局下水道部計画課

事業担当が、委員会提出資料に基づき評価の内容を説明した。

- ・ 委員より、「資料 P2 の神戸の下水道エリア図が見にくい。処理場やポンプ場等の位置がエリア図から判読しにくく、公表する資料として工夫して欲しい。」との意見があり、事業担当は、「地下鉄など、今回の事業に関係しない情報もエリア図に記載しているため、必要な情報に絞り込んだエリア図に修正する。」と回答した。
- ・ 委員より、「資料 P13 の再生水供給事業の供給区域について、左図の対象箇所のどこで実施したかわかりにくい。左図にも右図の供給区域の範囲を追記したほうが分かりやすい。また、既設の配管の色が左図と右図で異なっているため、色は統一して方が分かりやすい。」との意見があり、事業担当は、「修正する。」と回答した。
- ・ 委員より、「資料 P19 の定量的指標の達成状況の①再生水事業実施率で、「再生水供給区域を 13ha 増加できたため、目標を達成できた。」とあるが、事業評価の指標として適切なのか。導入した事業費に対して本事業の妥当性を、この指標で判断することは難しい。再生水事業のロングレンジでの計画、方針はないのか。今後の計画や今回のエリアを選定した理由が分からないので説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「本来であれば、全体目標に対して今回の事業目標を立てれば分かりやすくなると思う。しかし、計画当初に立てた目標であり、現時点で目標を変えることはできない。近年、国土交通省からも全体計画が分かるように目標を立てる事、実施した内容でなく、実施したことによって得られた効果で定量的指標を示すように指示が来ている。今後は指摘を踏まえ目標設定を行う。また、新たな配管の布設が容易である埋立て地であることがエリアの選定理由の 1 つとなった。」と説明した。
- ・ 委員より、「再生水と松本地区などのせせらぎ用水の使い分けを説明して欲しい。」との意見があり、事業担当は、「松本地区は下水の 2 次処理として砂ろ過したものを扱い、再生水は更にオゾン処理している。明確な使い分けはしていない。」と説明した。
- ・ 委員より、「再生水利用用途として、修景用水・トイレ用水、修景用水等と資料に記載があるが、処理のレベルとしてはせせらぎ用水と同じような気がするが、どちらが高度処理なのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「処

理のレベルとしては、再生水供給事業が高度処理をしている。」と説明した。

- ・委員より、「下水処理場での下水処理水について、再生水を増やしていくのか今後の方針を説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「今後の再生水事業の拡大は現時点で定まっていない。」と説明した。
- ・委員より、「再生水供給事業の実施や消化ガスを有効利用することによって、生成させるのに必要となるエネルギーと、有効利用されるエネルギーの関係性について検証しているのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「エネルギーに換算して試算をした。消化ガスの生成に使用した電力量が 636 万 kwh、バイオガス発電で有効利用できる電力量が 1,839 万 kwh となり約 2.9 倍のエネルギーが生成されている。」と説明した。その後委員より、「生成されるエネルギーと消費されるエネルギーの試算を資料に追記したほうが、事業の妥当性を評価する上で分かりやすい」との意見があった。
- ・委員より、「資料 P20 の「再生水を修景用水として利用する事により、街の美化に寄与した。」と記載があるが、再生水は修景用水以外にも利用されていると思われるがなぜ修景用水のみの記載となっているのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「トイレ用水としての利用は定量的指標としている。P20 は定量的指標以外の効果を記載しており景観面に特化した記載としているため、修景用水のみの記載としている。」と説明した。
- ・委員より、「再生水、修景用水、トイレ用水の利用割合を示し、従来の水利用に対して節約できている量を示せば、本事業の評価にも繋がる。」との意見があり、事業担当は、「できるだけ明確にします。」と回答した。
- ・委員より、「資料 P21 の今後の方針の記載内容は、これまでも実施してきた内容となっている。再生水の有効利用についてより一層の有効利用とする等の表現を工夫してほしい。今後の事業計画は無いようだが、ある程度の基準や計画は立てて頂きたい。」との意見があった。

○「神戸市公共下水道事業～安全・安心のまちづくり～（防災・安全）」

○「神戸市公共下水道事業～浸水に強い安全なまちづくり～（防災・安全）（重点計画）」

事業担当：建設局下水道部計画課

事業担当が、委員会提出資料に基づき評価の内容を説明した。

- ・委員より、「事業当初に管渠の改築更新を実施する区間は決まっているのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「改築・更新基本計画では年間 45 km というペースのみを決めているが、具体的な実施区間は決まっていない。実施場所は路線毎ではなく丁目単位で選定しており污水管にテレビカメラを入れ調べた結果を基に老朽度合いを判断して選定している。」と説明した。また、委員より「平準化は分かるが具体的にどこを整備するか一工夫必要。」との意

見があり、事業担当は、「更新年次に合わせての改築は無理であり、80年を使用限界としてコンクリート管の劣化状況により改築していく。」と回答した。委員より、「考え方を記載した方が良い。」との意見があった。

- ・委員より、「整備目標を50kmとしながら、実際は189km整備できたのなら、整備実施後の評価のパーセント表示を50kmに対する100%の評価ではなく378%と評価し、当初の予定をはるかに上回る進捗が得られたことを示した方がよいのでは。」との意見があり、事業担当は、「分かりました。」と回答した。
- ・委員より、「189kmを進められた知見を説明してほしい。理由が分かれば年次進行の知見となり次に活かせる。今後、進めていく上で重要な情報であり資料に記載した方がよい。」との意見があり、事業担当は、「本事業は、国の交付金事業で実施するため、補助対象となる路線延長50kmを目標として想定していた。実際には、丁目単位で施工しており補助対象の路線に合わせて周辺の補助対象外の路線も市の事業費を投入し併せて実施した。」と説明した。
- ・委員より、「雨水整備重点地区の決め方と進め方を説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「現行の雨水整備重点地区は、浸水が発生した箇所を選定しているが、優先順位について明確な基準をもって定めたものはない。」と説明した。委員より、「どこかの時点で定めていると思われるので、定めた内容が資料に記載されると分かりやすい。」との意見があった。

#### ○「阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）」

事業担当：都市局工務課

事業担当が、委員会提出資料に基づき評価の内容を説明した。

- ・委員より、「資料 P17 の便益に記載している、自動車の交通事故減少便益と歩行者自転車踏切事故解消便益の違いは何か、また、資料 P15 の便益に記載している交通事故減少便益との関連を説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「資料を確認し別途回答する。」と回答した。
- ・委員より、「資料 P17 の道路の維持管理費が0.5億円（現在価値化後）と少ないように感じる。算定の期間やだれが負担する金額なのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「資料を確認し別途回答する。」と回答した。
- ・委員より、「今回は再評価として無電柱化の事業を実施する事で21億円必要になるがこれによって得られる便益は金額には表れていない。貨幣換算が困難な効果として、歩道障害がなくなるなど資料に記載している項目以外にもあるように思う、確認して見込める効果があれば追記してはどうか。」との意見があり、事業担当は、「分かりました。」と回答した。
- ・委員より、「資料に事業効果の検証と記載しているが、これから事業を実施する内容であるので、完成後に期待される事業効果ではないか。」との意見があり、事業担当は、「記載内容を検討します。」と回答した。

- ・委員より、「21 億増やすことがより良いということを強調する必要があるのではないか。過剰に全体の効果を説明する必要はない。再評価する部分をメリハリつけて記載すべき。」との意見があり、事業担当は、「定量的評価は全体でしか評価できないが、定性的な評価として電線共同溝の部分を強調したい。」と説明した。
- ・委員より、「資料 P11 の増加した事業の説明としては「当該事業の実施と合わせて行うことができる」ことについて、電柱又は電線の撤去ができるかどうかの要件が重要で、技術面と財政的な面があり本事業が要件を満たすのであれば表現すればどうか。」との意見があり、事業担当は、「工夫して記載する。」と回答した。

#### ○「浜山地区密集市街地総合防災事業」

事業担当：都市局業務課

事業担当が、委員会提出資料に基づき評価の内容を説明した。

- ・委員より、「資料 P23 に「ファミリー層の増加により、人口減少と高齢化率に一定の成果が生まれている。」と記載しているが、人口および高齢化率を定量的に評価できないか。浜山地区は他のインナーシティーのエリアと比べると頑張っているのではないか。」との意見があり、事業担当は、「エリア内の浜山小学校では児童数は減っていない。また、人口と高齢化率の情報を追記する。」と回答した。
- ・委員より、「換地処分により市有地となった宅地の売却方法は、条件付きの売却なのか。また、売却する土地の面積としては、共同住宅が建てられるような大きさなのか、戸建て住宅のような大きさなのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「この地域では条件付きの売却は考えていない。一般的な入札としている。売却する土地の面積は大小さまざまである。」と説明した。
- ・委員より、「浜山地区の整備事業は土地区画整理事業と密集市街地総合防災事業の合併施行となっているが、費用対効果分析での効果は合併施行全体の効果を示しているのか説明してほしい。」との意見があり、事業担当は、「土地区画整理事業と密集市街地防災事業の効果は別々に算出している。本資料で記載している費用対効果については、今回審議対象となっている密集市街地防災事業のみの効果を記載した。」と説明した。